



# 長野県報

2月20日(月)  
平成29年  
(2017年)  
第2851号

## 目 次

### 告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	1
公共測量の終了（建設政策課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	2
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	3
建築基準法に基づく道路の位置の指定（5件）（建築住宅課）	3



### 長野県告示第63号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡豊丘村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第64号

長野県北信地方事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年2月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年9月28日から平成29年1月30日まで
- 3 作業地域  
飯山市

建設政策課

### 長野県千曲建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月20日

長野県千曲建設事務所長 丸山義廣

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 坂城インター線  
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
埴科郡坂城町大字中之条字山崎1664番の1地先から埴科郡坂城町大字中之条字中沢64番の2地先まで	旧	m 18.0～37.5	km 1.4174
同上 埴科郡坂城町大字中之条102番の15地先まで	新	m 18.0～52.4	km 1.8373

道路管理課

**長野県北信建設事務所告示第3号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月20日

長野県北信建設事務所長 萩野 厚

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 上越飯山線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字常盤690番の1地先から 飯山市大字常盤1654番地先まで	旧	m 8.5～10.7	km 0.2611
同上	新	m 9.5～18.9	km 0.2582

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 飯山斑尾新井線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字飯山字七窪9909番の1地先から 飯山市大字飯山字ヌカリ沢9668番の1地先まで	旧	m 14.7～30.0	km 0.1897
同上	新	m 16.6～34.7	km 0.1847

道路管理課

**長野県千曲建設事務所告示第4号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月20日

長野県千曲建設事務所長 丸山義廣

- 1 路線名 長野上田線  
 2 供用を開始する区間  
千曲市大字若宮字中河原1412番2地先から  
千曲市大字若宮字樋下統1218番1地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成29年2月20日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年2月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成29年2月13日  
 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
N P O 法人バングラハート  
 3 代表者の氏名  
小笠原 一博  
 4 主たる事務所の所在地  
駒ヶ根市赤穂11192番地1  
 5 定款に記載された目的

この法人は、バングラデシュ国及び、国内地元地域の青少年を中心とした一般市民に対して、教育環境の整備、産業開発、職業訓練、国際協力精神の啓蒙活動に関する事業などを行い、誰もが自分らしさを見出し、何度でもチャレンジできる場所を創出することによって、すべての人が安心して平和に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年2月20日